

| | 支援メニュー | 支援内容 | 問合せ窓口 |
|-----------------------|------------------------------------|---|--|
| 医療・福祉 | 介護サービスの利用者負担の減免 | 災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたことにより、居宅介護サービス等利用料の支払いが困難な方は減免できる場合があります。 | 介護保険事務所 給付係 0954-69-8221 健康課 0954-23-9135 |
| | 障害福祉サービス等の利用料の減免 | 災害により、住宅に著しい被害を受けた場合や収入の減少等により、障害福祉サービス等の利用料を負担するのが困難な方は減免できる場合があります。 | 福祉課 0954-23-9235 |
| | 母子父子寡婦福祉資金の貸付(住宅資金) | 災害により、家財の破損、住宅の全壊、半壊又はこれらに準ずる被害を受けた母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対して住宅資金の貸付を行います。 | 福祉課 家庭支援係 0954-23-9216 |
| | 医療機関での一部負担金の免除 | 武雄市の国民健康保険や、後期高齢者医療保険にご加入中で被災により住宅等著しい損害を生じた方の医療機関等での窓口負担が軽減されます。 | 健康課 0954-23-9135 後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476 |
| 行政機関の税・料金等の減免・猶予等特例措置 | 住民税の減免 固定資産税の減免 国民健康保険税の減免 | 災害により、住宅等に著しい損害を受けたときに、減免できる場合があります。なお、被害程度の他に条件がございます。対象と見込まれる方には、罹災証明書とあわせて減免申請書の送付を予定しております。 | 税務課 0954-23-9220 |
| | 保育料、放課後児童クラブ利用料の減免 | 災害により、保護者が居住する家屋に損害を受けた場合、保育料や放課後児童クラブ利用料を減免できる場合があります。 | こども未来課 0954-23-9215 |
| | 武雄市奨学資金の返還猶予 | 災害により、奨学生が奨学資金の返還が著しく困難となった場合、申請により返還が猶予されます。 | 教育総務課 0954-23-5170 |
| | 国民年金保険料の免除 | 災害により住宅や家財等に著しい損害(1/2以上)を受けた方は国民年金保険料が免除される場合があります。 | 健康課 0954-23-9135 武雄年金事務所 0954-23-0121 |
| | 後期高齢者医療保険料減免 | 災害により、住宅や家財などに著しい損害を受けたときに、損害の程度により保険料や一部負担金の減免を受けることができる場合があります。 | 健康課 0954-23-9135 後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476 |
| | 介護保険料の減免 | 災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することが困難な方について、減免できる場合があります。 | 介護保険事務所 業務係 0954-69-8223 健康課 0954-23-9135 |
| | 住民票等の各種証明手数料及びマイナンバーカード等の再交付手数料の免除 | 被災を原因として行う手続きに必要な住民票等の各種証明書の手数料、及びマイナンバーカードと印鑑登録証の再発行手数料を免除します。 | 市民課 0954-23-9225 |
| | 国税の特別措置 | 災害により、住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けられる場合があります。また、財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けられる場合があります。 | 武雄税務署 0954-23-2127 |
| | 県税の特別措置 | 災害により、著しい損害を受けた場合、自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税、産業廃棄物税等の県税に関して、課税額の減免、納税の猶予の救済措置を受けられる場合があります。 | 武雄県税事務所 0954-23-3103 |

| | 支援メニュー | 支援内容 | 問合せ窓口 |
|-----------------|-----------------------------|--|--|
| 事業者・農業関係者向け支援制度 | 水道料金 下水道使用料の減額 | 災害により、床上床下浸水した事業所を対象に水道料金、下水道使用料の基本料金を(10㎡分を上限)を2ヶ月分減額します。 | 佐賀西部広域水道企業団 武雄営業所 0954-22-2874 下水道課 0954-23-9118 |
| | 便槽くみ取り 手数料助成 | 便槽に被害を受けた事業所に対して、し尿の汲み取りに要する費用を災害直後から9月末日発注分まで全額助成します。 | 環境課 0954-27-7163 |
| | 令和3年 8月豪雨災害 復旧資金(県制度) | 被害に遭われた中小企業・小規模企業者の資金繰りの円滑化を図るため、県制度金融支援を行います。 | 武雄商工会議所 0954-23-3161 武雄市商工会 0954-36-2111 最寄りの金融機関 |
| | 災害復旧貸付 (経済産業省) | 災害により被害を受けた中小企業・小規模企業者を対象に運転資金又は設備資金を金融支援します。 | 武雄商工会議所 0954-23-3161 武雄市商工会 0954-36-2111 日本政策金融公庫 佐賀支店 0952-27-4120 |
| | 信用保証制度 (セーフティネット保証4号) | 災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者へ信用保証協会が通常保証とは別枠(100%)で保障を行います。 | 武雄商工会議所 0954-23-3161 武雄市商工会 0954-36-2111 佐賀県信用保証協会 0952-24-4342 |
| | 農業災害復旧融資 | 災害により被害を受けられた農業者に対し、農業施設の被害の復旧に必要な費用や経営の再建を図るために必要な資金の融資を行います。 | 日本政策金融公庫 佐賀支店 0952-27-4120 |
| 住宅支援 | 住宅の応急修理 | 災害により住宅が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力の無い世帯に対し、災害救助法に基づく応急修理を実施します。制度の対象となる修理費用を限度額内で、武雄市が事業者に支払います。 | 建築住宅課 0954-23-9221 |
| | 民間賃貸住宅借上 (みなし仮設住宅) | 災害により住宅が全壊又は流出し、自らの資金で住居が確保できない世帯に対し、民間賃貸住宅を提供する事業です。 | |
| 生活支援 | 水道料金 下水道使用料の免除 | 災害により、床上床下浸水した家庭を対象に水道料金、下水道使用料を最大3か月分免除します。 | 佐賀西部広域水道企業団 武雄営業所 0954-22-2874 下水道課 0954-23-9118 |
| | 便槽くみ取り 手数料助成 | 便槽に被害を受けた方に対して、し尿の汲み取りに要する費用の全額助成(10月末日発注分まで)を行います。 | 環境課 0954-27-7163 |

※被害状況の写真撮影をお願いします。様々な手続きを行う際、被害の状況(復旧前)の写真が必要な場合が多々あります。復旧作業される前に、必ず写真を撮影しておいてください。被害状況の写真が無い場合は、支援を受けられない場合があります。※被害程度の他にも条件がある制度がございますので、制度の詳細については各担当窓口にご確認ください。

支援制度にはそれぞれ受付期間がありますのでご注意ください。
なお、個別の受付期間は後日お送りする「災害支援ガイドブック」でご確認ください。